

ニュース③ 「復興まちづくり情報館」の利用再開について  
 ≪5月1日～中心市街地(アバッセたかた南側)で利用再開しました≫

国道45号や復興祈念公園の整備に伴い、旧道の駅高田松原(タピック45)付近から中心市街地へ移設工事を進めていた「陸前高田 復興まちづくり情報館」が完成し、5月1日(火)から利用を再開しました。

施設外観



「陸前高田 復興まちづくり情報館」とは・・・

平成23年3月1日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた陸前高田市における復興事業やその進捗状況などをパネルやシオラマを用いて、広く市民や来訪者の皆様に紹介するための施設です。

施設概要

- 所在地**  
陸前高田市高田町字馬場前地内  
(アバッセたかた南側)
- 開館時間**  
午前9時から午後5時まで  
(年中無休・入館料無料)
- 駐車場**  
専用駐車場有  
(普通車10台程度、大型車駐車不可)  
専用駐車場が満車の場合は「アバッセたかた」南側公共駐車場をご利用ください。
- 展示内容**  
震災前の状況や、被災状況、復旧・復興に向けたさまざまな取り組みなどが分かるパネル70点以上を展示しているほか、「中心市街地や復興事業全体のシオラマ」を展示。

位置図



問い合わせ先 復興局復興推進課計画係 (内線431)

復興News<sup>ニュース</sup> 陸前高田

＜第49号＞  
平成30年6月発行  
陸前高田市復興局

ニュース① 市内で被災し今後住宅再建を考えている皆様へ  
 ≪防災集団移転促進事業による住宅団地の空き区画への移転者を募集します≫

防災集団移転促進事業により整備した住宅団地内に空き区画が生じたことから、新たに移転者を募集します。

防災集団移転促進事業の概要

防災集団移転促進事業は、東日本大震災時(平成23年3月11日)に陸前高田市内において被害を受けた世帯の集団移転を促進するために、安全な場所に住宅再建ができるように支援する制度です。市が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸します。なお、移転される方は、被災した移転元地に居住できなくなりますのでご注意ください。

募集する区画の概要

地区名	団地名	面積【㎡(坪)】	戸数
高田	高台3	165㎡(約50坪)	2
	高台5	165㎡(約50坪)	1
		247㎡(約75坪)	1
	高台7	330㎡(約100坪)	1
今泉	高台5	165㎡(約50坪)	1
		330㎡(約100坪)	3
	高台6	330㎡(約100坪)	7
	高台7	330㎡(約100坪)	3
小友	只出	330㎡(約100坪)	1
広田	六ヶ浦	330㎡(約100坪)	1

区画の位置、売買価格、賃借料等の詳細については、復興推進課事業推進係(内線432・433)までお問い合わせください。



申込について

- 1. 申込資格**  
次の条件をすべて満たす必要があります。
  - 市が設定した市内の移転促進区域内に、東日本大震災発生時に居住し、り災証明書の交付を受けている世帯。
  - ※ **ただし、次に掲げる世帯は申込みできません。**
    - 既に他団体において防災集団移転促進事業に参加している世帯。
    - がけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度を活用して住宅再建をしている世帯
    - 国の被災者生活再建支援金等(加算支援金など)を受けて住宅再建をしている世帯
- 2. 申込方法**  
復興推進課で配布する申込書に必要事項を明記の上、復興推進課に提出してください。なお、応募できる住宅地は1世帯につき1か所限りです。
- 3. 申込期間** 平成30年6月29日(金)まで
- 4. 区画決定方法**  
申込期間内の申込みが1世帯のみの場合は、その世帯に決定します。複数の申込みがあった場合は、抽選により決定します。

問い合わせ先 復興局復興推進課事業推進係 (内線432・433)

**ニュース② 陸前高田市景観計画を策定しました**  
 <<6月1日からは、本計画に基づいて建築等の行為の届出をお願いいたします>>

高田松原津波復興祈念公園の整備を契機に検討を進めてきた陸前高田市景観計画について、6月1日より運用を開始します。  
 今後、景観計画の中で定めている陸前高田市独自の景観形成基準に基づき、良好な景観の形成に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**陸前高田市景観計画の概要**

**1 景観計画区域**

市内全域を景観計画区域とし、その中で、重点的に景観形成に取り組む地域を**重点景観地域**とし、それ以外の地域は**一般景観地域**とします。

**<重点景観地域>**

「復興祈念公園周辺地区」、「今泉中心地区」、「幹線道路沿道地区」の3つの地区について、市独自の基準により良好な景観形成を進めます。

**<一般景観地域>**

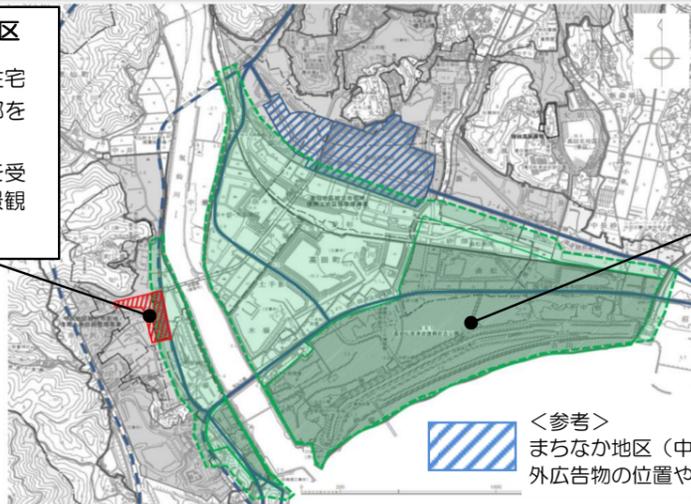
自然景観地区、農山漁村景観地区、市街地景観地区の3つに区分し、岩手県景観計画の基準を準用します。

**2 建築等の行為の届出について**

一定規模以上の建築物や工作物の建築等について、行為の届出を提出していただきます。市は、内容を審査し、景観形成基準に適合していない場合は、勧告または命令等を行うことがあります。

**今泉中心地区**

- ・ 復元予定の吉田家住宅を含む今泉地区中心部を基本としたエリア
- ・ 気仙の歴史・文化を受け継ぎ継承していく景観形成を目指します。



**復興祈念公園周辺地区**

- ・ 復興祈念公園周辺、高田・今泉地区の法肩道路等、国道340号等から30mの範囲
- ・ 園内には、県内で唯一となる「国営追悼・祈念施設（仮称）」が設置され、復興を象徴する公園となります。
- ・ 周辺エリアも含め、無秩序な建築物や屋外広告物を避け、公園と調和した、復興の象徴にふさわしい景観の形成を目指します。

<参考>  
 まちなか地区（中心市街地）は、地区計画で屋外広告物の位置や大きさ等を定めております。

**幹線道路沿道地区**

市外から復興祈念公園に至る主要幹線の沿道沿等で、秩序ある景観形成を目指します。

（幹線道路沿道地区の例）



陸前高田市景観計画の詳しい内容については、都市計画課計画係までお問い合わせください。市のホームページでもご覧いただけます。

- 岩手県景観計画
- 自然景観地区
  - 農山漁村景観地区
  - 市街地景観地区
- 道路網
- 国道・県道
  - 計画路線

**問い合わせ先** 建設部都市計画課計画係（内線305）

**重点景観地域における景観形成基準の運用イメージ**

**(1) 復興祈念公園周辺地区の例**

■建築物の屋上  
 広告物を設置しない

■建築物の外壁、屋根の色  
 周辺の自然に調和した色彩とし表1による

■建築物の高さ  
 1.2m以下

■自動販売機  
 の色彩  
 周辺景観と調和したものを

■建築物利用  
 広告物(自家用)  
 表示面積は1.0㎡以下かつ壁面の5分の1以下  
 ■色彩の使用範囲  
 表2による

■建植広告物(自家用)  
 表示面積は5㎡以下  
 高さ5㎡以下  
 ■色彩の使用範囲  
 表2による

■そで看板(屋外広告物)  
 建築物の高さを越えない  
 突出幅は1.5m以下、  
 下端は地表から2.5m以上  
 ■色彩の使用範囲  
 表2による

※1 建築物の屋根や外壁及び屋外広告物の色彩の使用範囲は、マンセル記号で表記しています。  
 ※2 マンセル記号とは、色彩を、色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ）によって定量的に表記するものです。

表1 建築物の外壁・屋根の色彩の使用範囲

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	R, YR, Y	8以上 4以上 8未満	2以下 4以下
	N	4以上	—
	屋根	R, YR, Y, GY	6以下
	N	6以下	—

表2 屋外広告物の色彩の使用範囲

色相	彩度
R, YR, Y	6以下
上記以外	6以下

**(2) 幹線道路沿道地区の例**

■建築物の高さ  
 1.5m以下

■建築物の外壁、屋根の色  
 周辺の自然に調和した色彩とし表3による

■建築物の屋上  
 広告物を設置しない

■建築物利用  
 広告物(自家用)  
 表示面積は1.0㎡以下かつ壁面の5分の1以下  
 ■色彩の使用範囲  
 表4による

■建植広告物(自家用)  
 表示面積は7㎡以下、  
 高さは7.5m以下  
 ■色彩の使用範囲  
 表4による

表3 建築物の外壁・屋根の色彩の使用範囲

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	R, YR, Y	8以上 2以上 8未満	3以下 6以下
	N	2以上	—
屋根	R, YR, Y, GY	7以下	4以下
	N	7以下	—

表4 屋外広告物の色彩の使用範囲

色相	彩度
R, YR, Y	10以下
上記以外	8以下